

市民憲章につきましては、市民がまちをよくするための誓いを立てることにあり、平成18年度において制定されており、平成19年度はその内容を具現化すべく、市民憲章の普及推進に取り組んでまいります。

また、うるま市としての一体性を図るため、花木などの制定も済み、市歌の制定についても取り組まれております。これを契機に合併記念事業を開催し、合併にご尽力頂きました功労者の方々に對しまして表彰を行ってまいります。

地域審議会につきましては、合併協議会の協議において、合併前の懸念や不安を払拭する趣旨から設置するとされており、平成19年度は審議会を立ち上げ早期に開催できるように努めてまいります。

市民との協働によるまちづくりを推進するため、「うるま市パブリックコメント制度」を導入いたします。本制度の導入により、市民等の意見を述べる機会を保障し、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ってまいります。

広報公聴につきましては、広報紙等の活用や市ホームページの充実を図り、積極的に市の施策や行政情報

を提供し、市民に開かれた行政を目指してまいります。



市民ロビーで行われた無料行政相談の様子

また、市長直通FAXやEメールなどを活用しながら、市政に対する市民からのご提言やご意見をまちづくりに反映させ、市民と行政のパートナーシップの確立を推進してまいります。

情報公開・個人情報保護制度につきましては、実施機関に対する制度の取扱いの強化と市民に対する制度への周知を図りながらサービスの拡充に努め、市民参加の公正で開かれた市政の実現に取り組んでまいります。

戸籍事務等につきましては、本庁

窓口にて証明書自動交付機を設置し、証明書発行に要する時間の短縮を図ってまいります。

発行できる証明書は、住民票、印鑑登録証明書、戸籍関係証明書で、特に戸籍関係証明書の自動交付機での発行は県内で初めてとなっております。

今後市民の視点に立った行政サービスを提供し、市民サービスの向上に努めてまいります。

男女共同参画事業につきましては、男女が個性と能力を発揮し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、「うるま市男女共同参画行動計画」に基づき、市民意識の醸成を図るとともに、それぞれの個性や人権を尊重し、責任を分かち合いながらともに社会活動に参加していく、思いやりのある社会づくりを推進してまいります。

国際交流につきましては、引き続き、中国黒龍江省大慶市との交流を図っていききたいと考えております。

自治会活動の充実を図るために補助事業を活用し、備品整備に努めるとともに「美原地区学習等共用施設建設事業」を実施し、地域の活性化に取り組んでまいります。

法律相談等につきましては、複雑

多様化した社会の中で、消費者生活問題、人権問題などの解決を促すために関係機関との連携を密にして、明解な助言と、適切な窓口への案内ができるように取り組んでまいります。

消防行政につきましては、市民の生命・身体・財産を火災から保護するとともに、自然災害などを防除し被害を軽減していくため、大型高所放水車を兼ねた水路付はしご車・防火服等消火機械機具購入など消防施設の整備を図ってまいります。



市民の生命・財産を守るため訓練をする市消防職員

また、石油コンビナート地域における自主保安体制および危険物施設